

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
国際戦略総合特別区域の名称			1				
措法第42条の11第1項各号の該当号			2	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 国 際 戦 略 事 業 の 内 容			3				
資 産 区 分	種 類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細 目	6					
	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	10					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (11)の合計)	12	円	前 期 繰 越 分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	13			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (26の計)	21	
	税 額 控 除 限 度 額 (12)－(13)× $\frac{15}{100}$ ＋(13)× $\frac{8}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「23の②」)	23	
	当 期 税 額 基 準 額 (15)× $\frac{20}{100}$	16			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22)－(23)	24	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)＋(24)	25	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「24の②」)	18					
	当 期 税 額 控 除 額 (17)－(18)	19					
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額		当 期 控 除 可 能 額 等		翌 期 繰 越 額 (26)－(27)		
	26		27		28		
平 ・ ・	円		円				
平 ・ ・							
平 ・ ・			外		外 円		
平 ・ ・			(22)				
計			(22)				
当 期 分	(14)		(17)		外		
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(十六)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表六（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11第2項又は第3項《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「当期控除可能額等27」の外書には、平成27年改正前の措置法令第27条の11第3項《連結納税の承認を取り消

された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合において、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。

4 「翌期繰越額28」の各欄の外書には、措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。